

松江市通行障害既存耐震不適格建築物耐震診断事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和 3 年 10 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
略		略	
補助金の額	補助金の額は、補助金の対象事業費から消費税法(昭和 63 年法律第 10 号)第 30 条に規定する仕入れに係る消費税額を控除した額に <u>10 分の 10</u> を乗じて得た額とする。(1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)ものとする。	補助金の額	補助金の額は、補助金の対象事業費から消費税法(昭和 63 年法律第 10 号)第 30 条に規定する仕入れに係る消費税額を控除した額に <u>6 分の 5</u> を乗じて得た額とする。(1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)ものとする。
略		略	
(交付申請)		(交付申請)	
第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、 <u>事前に改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(別記様式。以下「確認書」という。)</u> を市長に提出し、その回答を得たうえで、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し		第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は _____ _____ _____ _____ 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し	

なければならない。

(1)～(10) 略

(11) 確認書の写し(所管行政庁の回答欄
に記載のあるものに限る。)

(12)・(13) 略

別記様式 別紙のとおり

なければならない。

(1)～(10) 略

(11)・(12) 略

<改正後>

別記様式（第4条関係）

改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者（建築物の所有者）

氏名又は名称 _____

法人の場合、

代表者の氏名 _____

所在地 _____

連絡先（TEL） _____

次の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する建築物に該当することを
確認願います。

建物区分 (右の該当項目すべてに、■又はレ印でチェックすること)		計画記載建築物 (法第7条)	<input type="checkbox"/> 防災拠点建築物 <input type="checkbox"/> 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
確認対象建築物	建築物の名称	:	_____
	所在地	:	_____
	用途	:	_____
	階数	:	地上 階 ・ 地下 階 ・ 塔屋 階
	構造	:	_____ 造
	延べ床面積	:	m ² (うち対象となる用途部分の床面積合計 m ²)
	建築着工年月日	:	昭和 年 月 日
	建築基準法の規定違反の有無	:	有 ・ 無
(違反内容、改善について) :			(令和 年 月 日までに改善します。)
所管行政庁の回答欄	確認対象建築物について、申請者からの報告内容を踏まえ以下の通り、確認しました。		
	確認結果 (右の該当項目すべてに、 ■又はレ印でチェック すること)	<input type="checkbox"/> 第7条に規定する建築物（要安全確認計画記載建築物）に該当します。 <input type="checkbox"/> 第7条に規定する建築物に該当しません。 <input type="checkbox"/> 建築基準法の規定に係る違反を把握していません。 <input type="checkbox"/> 建築基準法の規定に係る次の違反を把握しています。 (把握している違反の内容等)	
	なお、耐震診断を行った結果、倒壊の危険性があると判断されたものについては、地震に対して安全な構造となるよう、耐震改修等を行うことをお勧めします。		
	年 月 日		
行政庁名		_____	
部署名		_____ 印	
担当者名		_____	
(注1) この確認書に添付すべき図書等は次のとおりです。 1.委任状（代理人が申請事務を行う場合）※任意様式 2.既存建築物状況報告書 3.現況調査書（2.において必要な場合） 4.補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類 5.建築基準法第86条の7に基づく既存耐震不適格調書 6.既存建築物の平面図及び配置図 7.新築又は増築等の時期を示す書類			
(注2) この確認書は、建築物の棟ごとに提出してください。			
(注3) 対象となる用途が複数ある場合は、それぞれの用途部分の床面積が分かるように記載してください。			

附 則

この告示は、令和3年10月26日から施行する。